

道路メンテナンス事業補助制度要綱

第1 目的

この要綱は、地方公共団体が管理する、今後老朽化する道路構造物の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策へと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに橋梁等の修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

第2 定義

1 この要綱において「長寿命化修繕計画」とは、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするために地方公共団体が構造物毎に策定する、構造物の長寿命化並びに構造物の対策の実施計画及び対策に係る費用に関する事項を定めた計画をいう。

2 この要綱において「道路メンテナンス事業実施計画」とは、地方公共団体が長寿命化修繕計画に基づき、当該年度において実施する構造物の老朽化対策の内容及び費用に関する事項を定め、国土交通大臣に提出する計画をいう。

なお、道路局所管補助金等の交付申請時に提出する「道路局所管補助金等交付申請について」(平成13年3月30日付け国道総第589号道路局長通知)（以下「道路局長通知」という。）様式3の6及び様式3の6（別紙内訳）が国土交通大臣に提出されることをもって、これを「道路メンテナンス事業実施計画」とみなすものとする。

3 この要綱において「構造物」とは、地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）の道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象施設をいう。

4 この要綱において「点検」とは、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく、点検・診断等をいう。

5 この要綱において「判定区分」とは、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)に従い点検結果に基づいて診断された、道路構造物の健全性の4段階の区分をいう。

6 この要綱において「対策」とは、構造物の修繕、更新、撤去をいう。

7 この要綱において「道路メンテナンス事業」は、各地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づき、各構造物に対して実施される点検、対策及び長寿命化修繕計画の策定及び更新事業をいう。

第3 国の補助等

国は予算の範囲内において、道路メンテナンス事業を行う地方公共団体に対し、当該事業に要する費用について、道路局長通知の別表1に定める負担率又は補助率に基づき、負担又は補助することができる。

第4 事業要件

「第3 国の補助等」の事業要件は次に定めるものとする。

- 1 点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画の策定・更新にかかる事業であること。
 - (1) 構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕
 - (2) 構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新
 - (3) 複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る。）
 - (4) 横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。）
 - (5) 治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。）
 - (6) 道路メンテナンス事業の実施に必要な点検

なお、上記(1)から(6)に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。

第5 長寿命化修繕計画の策定

- 1 地方公共団体は、点検を実施し、その結果を踏まえた概ね5年の長寿命化修繕計画を構造物毎に策定するものとする。また、新たな点検結果を得た場合は、計画の見直しを行い、長寿命化修繕計画の更新を行うものとする。
- 2 長寿命化修繕計画には、次に掲げる内容を定めるものとする。
 - (1) 計画全体の方針
 - ・老朽化対策における基本方針
 - ・新技術等の活用方針
 - ・費用の縮減に関する具体的な方針
 - (2) 計画全体の目標
集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 - (3) 個別の構造物ごとの事項（一覧表形式等で整理）

- ・構造物の諸元
 - ・直近における点検結果及び次回点検年度
 - ・対策内容
 - ・対策の着手・完了予定年度
 - ・対策に係る全体概算事業費
- 3 2 (1) の「費用の縮減に関する具体的な方針」において、橋梁や横断歩道橋については集約・撤去等を含め検討し記載するものとする。
- 4 「第4 事業要件」1 (5)に定める治水効果の高い橋梁の撤去事業の実施に当たっては、撤去に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を橋梁の長寿命化修繕計画に定めるものとする。

第6 道路メンテナンス事業実施計画の提出について

- 1 この要綱により国の補助を受けて、道路メンテナンス事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ策定する長寿命化修繕計画に基づき、年度毎に構造物毎の老朽化対策の道路メンテナンス事業実施計画（以下「実施計画」という。）を定め、国土交通大臣に提出するものとし、当該実施計画を変更した場合も同様とする。

この際、当該地方公共団体が市区町村（指定市を除く。）の場合は、都道府県を経由して行うものとする。

- 2 実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 事業主体
 - (2) 長寿命化修繕計画名
 - (3) 当該年度における対策事業費及び国費
 - (4) 事業種別
 - (5) 構造物名

第7 国庫債務負担行為の取扱い

- 1 国庫債務負担行為を設定して行う補助事業については道路局長通知に基づき、交付申請、交付決定の変更申請、交付決定の廃止申請を行うときは、設定された限度額及び年割額に沿って、当該補助事業に各年度の年割額の補助金を充当することが明らかになるよう、国土交通大臣あてに提出する歳出予算に基づく申請書において、当年度年割額のある箇所については、摘要欄に国庫債務負担行為の設定年度及び年割額を記載するものとする。
- 2 国庫債務負担行為を設定して行う補助事業について、国庫債務負担行為の設定期間の初年度に限度額及び年割額に変更の必要が生じた場合は、速やかに国と協議し、交付決定の変更に係る所定の手続を行うものとする。

第8 補助金の交付申請等

- 1 補助金の交付申請等の取扱いは、「道路局所管補助金等交付申請の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国道総第588号道路局長通知)及び道路局長通知によるものとする。
- 2 補助事業の実績報告の取扱いは、「道路局所管国庫補助事業等の実績報告書について」(昭和59年5月22日付け建設省道総発第166号建設省道路局長通知)によるものとする。
- 3 本要綱による補助金に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第7条第1項第1号の規定による軽微な変更の範囲は、費目間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更の生じないものとし、同項第3号の規定による軽微な変更の範囲は、実施計画における構造物の新設又は廃止を伴わない内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更の生じないものとする。
- 4 構造物の撤去の取扱いは「道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成21年3月31日付け国道総第2131号道路局長通知)に該当するものにあっては、同通知及び「道路局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成21年3月31日付け事務連絡)に基づく所定の手続きを行うものとする。
- 5 本要綱による補助事業の実施に関しては、この要綱によるほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)、「国土交通省所管補助金等交付規則」(平成12年総理府・建設省令第9号)及び関連通知に定めるところによるものとする。

附則（令和2年3月31日付け国道国技第152号）

- 1 この通知は、通知の日から施行し、この通知による規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱(平成19年4月2日付け国道国防第215号、国道地環第43号)及び大規模修繕・更新事業費補助制度要綱(平成27年4月9日付け国道国防第2号、国道環安4号)(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。ただし、令和元年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業(令和2年度以降の年度に繰り越されたものを含む。)については、なお従前の例による。
- 3 第5第1項に基づく長寿命化修繕計画の策定については、令和4年度までに行うこととする。令和4年度までに長寿命化修繕計画の策定がなされていない間は、経過措置として第6第1項に基づく実施計画の策定、提出をもって、同様の扱いとする。

附則（令和3年3月30日付け国道メ企第30号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第4に基づく事業要件のうち、事業の実施における新技术等の活用の検討の規定に

については、本要綱施行の際、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。

附則（令和4年3月31日付け国道メ企第36号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月29日付け国道メ企第90号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第5第2項(2)の内容を定めることについては、令和7年度までは適用しない。
- 3 附則（令和2年3月31日付け国道国技第152号）第3項は廃止する。

附則（令和6年2月6日付け国道メ企第60号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。